

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
自動精算機等の診療明細書発行に係る対応作業	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成26年1月6日	(株)ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川西宮原一丁目7番38号	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	1,069,950	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
土地購入(丸亀市城東町3丁目202番地4)	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年1月23日	個人	土地購入に係る契約であり、他に当該契約を結ぶる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	47,000,000	—	—	土地購入契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
土地(丸亀市城東町3丁目202番地4)購入にかかる仲介手数料	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年1月23日	(株)丸亀地所 香川県丸亀市柞原町296-1	土地購入に係る契約であり、他に当該契約を結ぶる相手が存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,543,500	—	—	土地購入契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	1	
自動精算機等の診療明細書発行に係る対応作業	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成26年1月28日	(株)アルメックス 東京都港区北青山3-1-2	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	3,045,000	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
平成17年度病院情報システム賃借(再リース)	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成26年2月1日	NECキャピタルソリューション(株) 北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,456,590	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	
放射線治療装置保守契約	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年2月3日	(株)バリアンメディカルシステムズ 東京都中央区日本橋富沢町10番16号MYARK日本橋ビル	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	5,512,500	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
超音波診断装置プローブ修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成26年2月24日	(株)名古屋医理科商会 愛知県名古屋市千種区谷口町5番30号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	1,150,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
SPECTガンマカメラ装置一式保守業務	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成26年3月1日	GEヘルスケア・ジャパン(株)名古屋支店 愛知県名古屋市天白区平針2-1609	装置購入契約締結時、保守契約についても決定したため、会計細則第52条第6号に該当。	—	30,603,825	—	—	装置購入契約締結時、保守契約についても決定したため。	19	
体外衝撃波結石破碎装置トランスデューサー修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1 契約担当役 院長 糸満 盛憲	平成26年3月1日	(株)キシヤ 福岡県北九州市八幡東区東田1丁目3番7号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	3,528,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
職員宿舎AB棟解体工事及び原状復帰工事追加工事	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成26年3月7日	ナカヤ建設(株) 茨城県水戸市杉崎町字宮前926番地	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるため、会計細則第52条第2号に該当。	—	3,643,500	—	—	減に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して、履行させることが不利であるとき。	14	
平成25事業年度財務諸表等作成に伴う退職給付に係る会計諸数値数理計算業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 細川 和彦	平成26年3月10日	三井住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	退職給付引当金等算出業務委託契約であり、他に競争相手が存在しないことから会計細則第52条第6号に該当するため	—	1,500,000	—	—	退職給付引当金等算出業務委託契約であり、他に競争相手が存在しないため。	19	
CT用管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成26年3月18日	GEヘルスケア・ジャパン(株) 北海道札幌市西区二十四軒1条3丁目2番12号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	21,525,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
----------	----------------------------	-------	-------------------	-----------------------------------	------	------	-----	----------	-----------------	----------------------	----

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」